小作争議調査表

No. 56

（[illegible]）

（昭和九年六月分）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字浦志字東閑
關係人員	地主 友池三郎 小作人 西田新越郎
地主關係團体	ナシ
原因	地主は実弟良吉に託し渡米し居りたるが良吉破産し生活に窮する為自作を企図し土地返還を求めたるに因る。
發生	昭和九年四月十八日
終熄	昭和〃年六月十一日
關係地種類面積	田 四反五畝十九歩
小作人關係團体	日農油支部
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は組合の應援を得て応ぜざるに依り地主側は福岡地方裁判所に小作調停の申請をせり 六月十日前原町役場にて第一回調停委員会開催の結果下記條件にて解決
結果	一、地主は小作人に小作せしめ居る前記土地を金千四十九円九十三銭にて小作人と売買契約を締すること 二、地主が本件小作地に抵当権を設定して負担せる債務を小作人に於て引受け前記売買代金の支払に充当すること

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は従来通り小作せしむること（小作料は五俵一斗三升六合（一俵三斗四升入）とす） 二、小作人は前項の小作料を毎年其年の翌年一月末日迄に小城村信用組合に地主名にて預け入る事 三、小作人が小作地を他に転貸せんとする時は地主の同意を得ること 四、小作人が天災其他不可抗力其他正当の理由なくして第二項所定の期日迄に所定小作料を納入せざる時は即時土地を地主に返還すること 五、小作人天災又は不可抗力に依る減収の場合に於て小作料の減額を要求せむとする時は鎌入前地主に対し立会を求め検見の上割引率を協定すること、無断鎌入後は割引要求をなすを得ず 但し小作人の右立会申込に対し地主が正当の事由なく之に応ぜざりし時は鎌入後と雖も割引要求をなす事を得 六、前項の場合に於て当事者間に協定調はざる時は縣小作官の裁決指示に従ひ減収率を算定し之に異議を述べざること	